

いすみ市第3次総合計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年9月2日

いすみ市長 小 路 正 和

いすみ市訓令第21号

いすみ市第3次総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 いすみ市第3次総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、いすみ市第3次総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する事項について調査及び検討を行うとともに計画の案を作成し、市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、総務課長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり議事を運営する。

2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(職員の協力)

第6条 職員は、委員会の所掌事務の達成のために、積極的に委員会に協力しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、計画の策定が終了した日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	職
会長	副市長
会長職務代理者	総務課長
委員	教育長
〃	財政課長
〃	危機管理課長
〃	企画政策課長
〃	子育て支援課長
〃	健康高齢者支援課長
〃	農林課長
〃	水産商工観光課長
〃	学校教育課長
〃	生涯学習課長